

政党助成法を廃止する法律案要綱

第一 政党助成法は、廃止するものとする。

(本則関係)

第二 施行期日等

一 この法律は、平成二十八年一月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴い、必要な経過措置その他所要の規定の整備を行うものとする。

(附則第二条から第十条まで関係)